

令和元年度答申第81号
令和2年2月19日

諮問番号 令和元年度諮問第86号（令和2年1月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）2条1項に基づき、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう旨規定し、同条2号には、原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に同条1号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者が掲げられている。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）1条2項及び3項は、被爆者援護法1条2号の政令で定める期間は、広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同月23日までとする旨規定し、同号の政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする旨規定する。

- (2) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない旨規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年3月2日付け被爆者健康手帳交付申請書にて、本件申請をした。

(被爆者健康手帳交付申請書)

- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年6月5日付けで、被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入ったことの確認ができず被爆者援護法1条に該当しないとして、本件却下処分を行った。

(被爆者健康手帳交付申請の却下について（通知）)

- (3) 審査請求人は、審査庁に対し、平成29年6月20日付け審査請求書にて、本件却下処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和2年1月22日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

B地への入市日については、被爆者健康手帳交付申請書には昭和20年8月12日と記載したが、同月17日から19日の間ではないかと思う。入市経路については、C駅からD駅まで汽車で行った。

上記によれば、本件却下処分は違法・不当であるから取り消すとの裁決を求める。

(審査請求書)

第2 諮問に係る審査庁の判断の要旨

審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人の母Pが、審査請求人の姉Qが嫁いでいたR方家族の安否を気遣い、原子爆弾が投下された後のB地に入市したことは、母Pの被爆者健康手帳交付申請書の記載から確認できる。

しかし、同申請書には、入市時の同伴者は、母Pの夫の弟S（以下「叔父S」という。）の名前が記載されており、審査請求人の記載はない。また、叔父Sの被爆者健康手帳交付申請時の資料にも、審査請求人が同行した旨の記載はない。

母Pの被爆者健康手帳交付申請書によると、同人は、昭和20年8月9日に入市し、R方に5日間ぐらい滞在した、入市の際は、E駅からF駅まで汽車で行き、F駅から徒歩でG地まで行ったと記載されており、審査請求人が主張している入市日及び入市経路と一致しない。

母Pは、被爆者健康手帳交付申請時、「小さい子供さんを置いて5日間も出られて、誰か見てくれる人があったのですか。」という質問に対して、「近くに本家があります。Tに子供の面倒を見てもらいました。」と回答しており、審査請求人が昭和20年8月9日に母Pと入市したことは確認できない。

なお、審査請求人は、面接調査において、昭和20年8月9日より後の再入市の時について行ったかもしれないと申述し、審査請求書では、同月17日から19日の間に入市したのではないかとしている。しかし、母Pの被爆者健康手帳交付申請書には、後日再入市したこと及び同月17日から19日の間に入市したとの記載はなく、叔父S、姉Qの夫U等の被爆者健康手帳交付申請に係る資料にも記載はなく、ほかに証明人や裏付けとなる資料もない。

したがって、審査請求人が母Pに同行して入市したことは確認できず、被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認できない。

よって、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續の経緯は、次のとおりである。

本件審査請求 : 平成29年6月20日付け

審理員の指名 : 令和元年6月21日
審理員意見書提出 : 同年12月27日付け
本件諮問 : 令和2年1月22日

(2) 以上のとおり、本件審査請求がなされてから当審査会に諮問がなされるまでに約2年7か月の期間が経過しており、これ自体相当長期間であるといわざるを得ない。

しかも、本件審査請求がなされてから審理員の指名までに約2年間が経過しているところ、審理員の指名手続が行われるまでに2年間もの長期間を要する事情があったものとは到底考えられない。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条）から、本件審査請求を受け付けてから本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたが、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

審査請求人は、被爆者援護法1条における2号該当事実として、昭和20年8月12日又は同月17日から19日の間に、結婚してG地に居住する姉Qの安否を気遣った母PがB地に入市した際に同行したと主張している。

被爆者援護法1条各号の「被爆者」に該当する事実を認定するためには、審査請求人の申立て内容に特段不自然不合理な点がないことのみならず、これが客観的資料や他の者の信用できる申述等によって裏付けられることが必要である。

審査請求人は、母PとともにB地に入市したと主張しているところ、母Pが昭和45年に被爆者健康手帳の交付申請をした際の資料が存在するので、その内容をみると、同人は、昭和20年8月9日に、姉Qの嫁ぎ先の家族の安否を気遣って入市したとして被爆者健康手帳の交付申請をしており、入市の際の同伴者は叔父Sであり、姉Qの嫁ぎ先であるR方には5日間ぐらい滞在したと申し立てているが、審査請求人を伴って入市したとの申立てはない。

母Pの入市状況については、姉Qの夫の父であるVが、昭和20年8月9日

に、長男の嫁の母であるPがR方家族の安否を気遣って来たこと、5日間ぐらい滞在したことを証明書において述べているが、ここにも審査請求人が同行していたとの言及はなく、母Pの入市状況を裏付けるほかの資料にも審査請求人が同行したとの記載はない。

ほかにも審査請求人が母PとともにB地に入市したとの申立て内容を裏付ける客観的資料等は存在せず、よって、上記2号該当事実を認定することは困難である。

3 まとめ

以上によれば、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史